

川口市園児保護者入園料補助金に関するご案内 (令和8年3月31日までに入園する方)

川口市では新制度未移行幼稚園・認定こども園・新制度幼稚園の園児の保護者に対し、市独自の補助制度として「川口市園児保護者入園料補助金」を交付します。

以下の内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

1 補助金の対象となるかた

お子さんを新制度未移行幼稚園・認定こども園・新制度幼稚園に通園させている保護者のかた。
認定こども園及び新制度幼稚園は教育・保育給付認定1号のみ対象となります。

- ・入園日時点でお子さんの川口市への住民登録が必要となります。
- ・補助はお子さん1名につき、1回のみとなります。
- ・他の市区町村から転入し、前市区町村にて入園料の補助を受けている場合でも対象となります。
※住民票の異動と同時に転園する場合等。
- ・他の市区町村から転入し、園を継続する場合は対象外となります。
※入園日時点で川口市に住民登録がないため。

2 補助金額

40,000円(所得制限なし)

※上記金額は、令和8年3月31日までに入園する方の補助金額となっております。令和8年4月1日以降に入園する方の補助金額は未定であるため、変更の可能性があります。

※園へ納入した入園料が40,000円未満の場合、納入した金額を限度額とします。

(例)入園料:25,000円の場合 → 25,000円の補助となります。

3 補助金の申請

《第1回目》当該年度 4月 ～ 9月入園者(当該年度12月交付予定)

《第2回目》当該年度10月 ～ 3月入園者(次年度5月下旬交付予定)

- ・第1回目で未申請の場合、第2回目で申請することは可能ですが、第2回目で未申請の場合、年度をまたいで前年度分の申請はできませんのでご注意ください。

4 提出書類

○川口市園児保護者入園料補助金交付申請書兼請求書

○振込先口座を確認できる書類(通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピー)

※銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されているもの

- ・交付申請書兼請求書は通園先の園より配布されますので、必要事項を記入し、園へご提出ください。
- ・通園先の園を経由して、提出期限までに市保育幼稚園課で受理しているものが対象となります(通園先の園で入園年月日等の内容を証明するため、市への直接提出は不可)。園への提出期限は園へご確認ください。

5 その他

- ・申請の手続きは、入園後、通園先の園(在籍園)を通じて行います。
※申請開始時に通園先の園より関係書類が配布されます。
- ・補助金の交付は、市より保護者指定の口座へ振り込みとなります。
- ・ご提出いただいた書類に不備がある場合、手続きに遅れが生じる可能性がありますので、提出の際は、記入漏れ等の確認をしてください。

《お問い合わせ》川口市子ども部保育幼稚園課(幼児教育無償化事務センター) 048-259-9043(直通)